東京都立産業技術高等専門学校長 殿

治 癒 報 告 書

令和 7 年 4 月 21 日

2 学年 機械システム工学 コース

学生番号 2345 氏名 高専 花子

保護者 高専 太郎 印

＊保護者の方へ　必ず押印をお願いします。

下表の疾患で、令和 7 年 4 月 14 日（ 金 ）から療養中のところ現在軽快し、医療機関名もしくは医師名： キャンパス医院 の診断により令和 7 年 4 月 21 日（ 月 ）から登校を許可されましたので報告いたします。

該当疾患に○をつける	疾患名	出席停止期間または処置、注意事項
	インフルエンザ（A・B）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	急性出血性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗生剤内服24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
○	感染性胃腸炎(ノロウイルス他)	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身症状が回復するまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症（　　）	

*保護者・保証人の方がご記入ください。内容に不備や誤りがあった場合は確認や訂正、再提出をお願いします。
*出席停止期間は、保健室への電話連絡の際、看護師が症状及び医師の診断内容等を確認して決めさせていただきます。
*「受診が確認できる書類」のコピーと「治癒報告書」を、出席停止期間明けの登校初日に保健室に提出してください。

2025.4.1 改訂

感染症に罹患した場合の登校再開までの流れ

下記の①～③(出席停止期間の延長時は①→②→④→③)の順に、ご対応ください。
※出席停止期間の公欠処理は、手続き完了後に行います。

① Google フォームで欠席連絡（欠席する当日の朝）
② 保護者・保証人から保健室へ感染症罹患の電話連絡（保健室受付時間：平日８：３０～１７：００）
看護師から、病状及び医師の診断内容と出席停止期間の確認をします。受付時間を過ぎていた場合は、翌日に連絡してください。
電話： 高専品川キャンパス：03-3471-6331（代表）
高専荒川キャンパス：03-3801-0145 （代表）
③ 出席停止期間明けの登校初日に「治癒報告書」と「受診が確認できる書類」のコピー（Ａ４）を保健室に提出
・治癒報告書
本校ホームページ(https://www.metro-cit.ac.jp/student/infectious.html)からダウンロードし、保護者・保証人がご記入ください。同ページにある記入例を参考に記入漏れがないようにご注意ください。内容に不備や誤りがあった場合は確認や訂正、再提出をお願いします。
・受診が確認できる書類のコピー（Ａ４）
診療明細書や薬の説明書等のコピー。
※一般に市販されている検査キットによる検査結果は受け付けられません。
＊病気の状況によっては、医師が記入した受診医療機関発行の書類を提出していただく場合があります（居住地域によっては文書料等の費用が発生し個人負担となります)。
＊政府・行政より医療提供体制の逼迫等により、保健所等から自宅待機を要請されている等の理由のため、必要書類の提出が困難な場合については、まず保健室に電話連絡してください。その際、相談を行った保健所・医療機関等の連絡先及び相談日・受付担当者等の詳細についてお聞きします。
④ 出席停止期間の延長手続き
出席停止期間を延長する場合は、出席停止期間が終了する前に再度保健室に電話してください（病院への再受診の依頼をする場合があります)。
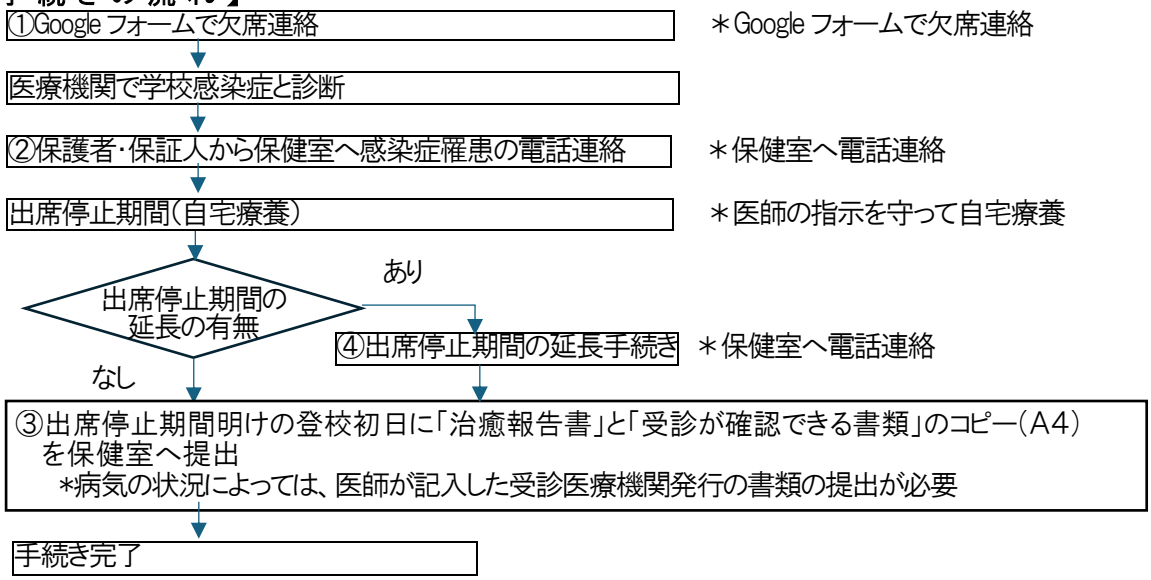
【手続きの流れ】